

東労基発0901第1号
令和5年9月1日

各位

東京労働局労働基準部長

令和5年度東京都最低賃金改正に関する広報依頼について
(広報誌等の広報媒体への記事掲載のお願い)

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、今般、

時間額1,113円(引上げ額41円)に改正され、本年10月1日から発効
することとなりました。

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務付けられています。

しかしながら、都内では、最低賃金に満たない金額での賃金支払や求人に関するトラブル等が発生しており、これらの発生の大きな原因の一つとして、適用される最低賃金に対する理解不足や改正された最低賃金額を知らなかったことなどが挙げられます。未然のトラブル防止のためには、広く多くの方々に、早急に改正最低賃金額をお知らせする必要があります。

また、当局におきましては、最低賃金引上げに伴う影響を考慮して、中小企業・小規模事業者の方からの御相談を無料でお受けする「東京働き方改革推進支援センター」の設置や、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、これらの制度利用の促進を図る必要もあります。

つきましては、当局を始め都内労働基準監督署及び公共職業安定所等においても、最低賃金額及び各種制度の周知に努めているところですが、本件趣旨のご理解を賜り、東京都最低賃金額及び各種制度を少しでも多くの方々に知らせするため、別添広報文例の内容をホームページや会報誌等に掲載いただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/schienjigyou/03.html

また、広報文例又は東京都最低賃金改正のリーフレットの電子媒体をご希望の場合には、下記メールアドレスまでご連絡ください。

chinginka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp

(担当) 東京労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 (霜永・野澤・高柳)
〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
電話 (03) 3512-1614 (直通)

[広報文例1]

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和5年10月1日から

時間額1,113円に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

業務改善助成金について

令和5年度業務改善助成金コールセンター (TEL 0120-366-440)

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL 03-6893-1100 (直通))

[広報文例2]

東京都最低賃金改正のお知らせ

- ※ 東京都最低賃金は、令和5年10月1日から

時間額1,113円に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

<問合せ先>

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

※FAX番号の記載が必要な場合は以下の番号を記載してください。

東京労働局労働基準部賃金課 FAX 03-3512-1558

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック!
最低賃金。



1,113 時間額
円

令和5年10月1日から

41円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

使いやすく
なりました!

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、拡充された業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または 最寄りの労働基準監督署へ



8月31日から開始

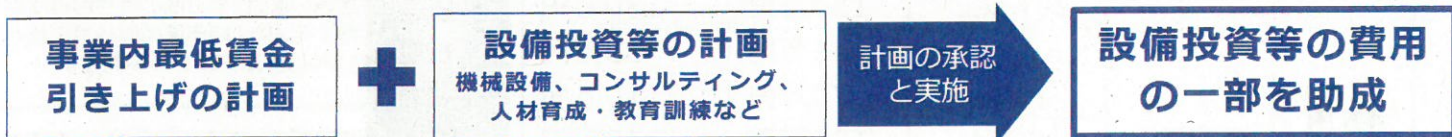
※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今
ま
で

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金を受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

| 事業場内 最低賃金額 | 助成率 |
|------------------|---------------|
| 870円未満 | 9/10 |
| 870円以上 920円未満 | 4/5 (9/10) |
| 920円以上 | 3/4 (4/5) |

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満 9/10

900円以上
950円未満 4/5
(9/10)

950円以上 3/4
(4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

助成上限額

| コース区分 | 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | |
|--------|----------------|-----------|----------|----------------|
| | | | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | 60万円 |
| | | 2~3人 | 50万円 | 90万円 |
| | | 4~6人 | 70万円 | 100万円 |
| | | 7人以上 | 100万円 | 120万円 |
| | | 10人以上※ | 120万円 | 130万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | 80万円 |
| | | 2~3人 | 70万円 | 110万円 |
| | | 4~6人 | 100万円 | 140万円 |
| | | 7人以上 | 150万円 | 160万円 |
| | | 10人以上※ | 180万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 110万円 |
| | | 2~3人 | 90万円 | 160万円 |
| | | 4~6人 | 150万円 | 190万円 |
| | | 7人以上 | 230万円 | 230万円 |
| | | 10人以上※ | 300万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | 170万円 |
| | | 2~3人 | 150万円 | 240万円 |
| | | 4~6人 | 270万円 | 290万円 |
| | | 7人以上 | 450万円 | 450万円 |
| | | 10人以上※ | 600万円 | 600万円 |

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

| | |
|-----------|---|
| ① 賃金要件 | 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者 |
| ② 生産量要件 | 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 |
| ③ 物価高騰等要件 | 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者 |

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資

- ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサルティング

専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30~17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索

